

**放送コンテンツ等に関する権利処理の円滑化と
権利者への適切な対価還元に係る
諸外国の著作権制度及び
ライセンス環境に関する調査研究**

報告書【概要版】

2020年3月31日

アライド・ブレインズ株式会社

1. 調査の概要

1.1. 調査の目的

- 「知的財産推進計画2019」において、「同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改正を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方について、年度内早期に関係省庁で具体的な検討作業を開始し、必要に応じた見直しを本年度中に行う」とされた。
- この検討を行うための参考とするため、諸外国における放送コンテンツの同時配信やオンデマンド配信等（以下「ネット配信」という。）に係る諸外国の著作権制度及びライセンス環境の運用実態等について調査を行った。
- また、今後著作権制度の在り方を検討する際の参考とするため、諸外国における著作物利用の円滑化とクリエイターへの適切な対価の還元を図る制度の整備状況や、その背景となる考え方についての調査を行った。

1.2. 調査対象国

- アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、韓国、ニュージーランド

1.3. 調査方法

- 文献調査及びメール等によるヒアリング

1. 調査の概要

1.4. 検討委員会

- 有識者による委員会を設置し、調査方針の策定、調査内容の検討、報告書内容の検討・承認を行った。委員会は契約期間中、次頁の日程で計三回開催した。

(1) 名称：放送コンテンツ等の権利処理の円滑化等に関する調査研究検討委員会

(2) 構成員

	氏名	所属等
	安藤 和宏	東洋大学法学部法律学科教授
	今村 哲也	明治大学情報コミュニケーション学部専任教授
	内山 隆	青山学院大学総合文化政策学部教授
	大淵 哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
座長	末吉 亙	弁護士 K T S 法律事務所
	龍村 全	弁護士 龍村法律事務所
	前田 哲男	弁護士 染井・前田・中川法律事務所

1. 調査の概要

1.4. 検討委員会

(3) 開催概要

回数	開催日	主な議題
第一回	2019年12月9日(月)	・実施方針、スケジュールの確認 ・調査項目・調査対象の承認
第二回	2020年1月28日(火)	・調査実施状況中間報告 ・報告書構成案の検討
第三回	2020年3月16日(月)	・報告書案の確認・検討

2. 放送コンテンツのネット配信等に係る著作物並びにレコード及び実演の権利処理に関する諸外国の著作権制度・ライセンシング環境の運用実態等

2.1. 放送のネット配信に係る制度及び運用の概要

米国

- 「1996年電気通信法」(Telecommunications Act of 1996)により、放送と通信の垣根が事実上なくなっている。
- テレビ放送の中心はケーブルテレビであり、1996年電気通信法は、通信キャリアがケーブル放送に参入し、ケーブル放送が通信サービスに参入するクロスエントリーを促進することを目指したものである。
- 米国の放送産業は、実態として制作、編成、配信の三層に分かれており、ニュース番組を除くドラマ、ドキュメンタリー等の番組については、放送事業者ではないコンテンツ製作者が製作することが一般的である。このため米国のコンテンツ製作者は伝送インフラに関係なく、自らのコンテンツをマルチユースすることを想定して製作を行っている。

法と実態	放送（地上波初回放送）	同時配信	見逃し配信	VOD
放送法（電気通信法）上の位置づけ	電気通信法において、放送（Broadcasting）、通信（Common carriage）、ケーブル（Cable）、直接衛星放送（Direct Broadcasting Satellite, DBS）といったサービス類型別に規制を実施			
著作権法上の位置づけ	「放送」等について明確な定義はない			

2.1. 放送のネット配信に係る制度及び運用の概要

英国

- 2003年、放送と通信の融合を図る内容を定めた通信法（Communications Act 2003）を制定した。また2004年の通信（TV放送免許）規則（The Communications (Television Licensing) Regulations 2004）において、テレビ受信機は従来の「放送」に限定しないことが定められた。これにより、地上波放送とネット同時配信は「テレビ免許コンテンツサービス」と位置付けられるようになった。
- 英国著作権法（Copyright, Designs and Patents Act 1988、CDPA）6条において「放送」が定義されており、1A項(a)で「インターネット上及び他の手段により同時に行われる送信」が、同(c)で「送信について責任を有する者が提供する番組サービスであって、その者が決定したスケジュールに基づいて番組が送信されるサービスの一部を構成する、記録された映像又は音の送信」が放送とされている。このため見逃し配信については、放送局のスケジュールに沿って行われる時差放送が放送として位置づけられ、視聴者がオンデマンドで視聴する形式の場合は「オンデマンド・プログラムサービス」に位置づけられる。

法と実態	放送（地上波初回放送）	同時配信	時差放送／配信（time-shift）	見逃し配信	VOD
通信法上の位置づけ	テレビ免許コンテンツサービス（免許）			オンデマンド・プログラムサービス（届出）	
著作権法上の位置づけ	公衆送信（放送にも該当）（第20条）			公衆送信（放送には該当しない）（第20条）	

2.1. 放送のネット配信に係る制度及び運用の概要

フランス

- 「通信の自由に関する1986年9月30日の法律第86-1067号」（レオタール法）の2007年の法改正において、インターネットによる番組配信がテレビサービスに含まれることが規定（2条）され、また2009年にはフランステレビジョンは公共サービスの使命を達成するためにビデオオンデマンドなどのサービスにも取り組むこと（44条）が規定された。
- テレビ放送、ネット配信とも著作権法上は「テレビ放送」に含まれ、著作権者は上演・演奏権及び複製権を持つ。

法と実態	放送（地上波初回放送）	同時配信	見逃し配信	VOD
通信法上の位置づけ	テレビ通信サービス		オンデマンドの視聴覚メディアサービス	
著作権法上の位置づけ	テレビ放送 上演・演奏権及び複製権（第122の1条）		著作権法上の放送ではない	

2.1. 放送のネット配信に係る制度及び運用の概要

ドイツ

- ▶ インターネット配信は、「放送」「テレメディア」に分類されており、関連する主な法令は、放送州間協定、テレメディア法（Telemediengesetz）であり、放送（公共放送、民間放送及びその同時配信を含む）はEU視聴覚メディアサービス指令でいうニアサービスにあたり、放送州間協定で規制される。
- ▶ テレメディアはノンニアサービスに区別され、放送機関（公共放送、民間放送）によるサービスは放送州間協定で規制されているが、公共放送のテレメディアが同協定の「公共放送」の項で規制されるのに対し、民間放送の場合は公共放送より一般的な規則を定める「テレメディア」の項で規制される。
- ▶ 公共放送によるインターネット配信サービスに対しては競争法上の問題から見逃し配信期間の規制や広告等の制限が行われている（民間放送については一般的な規制のみ）。
- ▶ 2003年の法改正により、インターネットサービスが番組に付随・関連するものとして規定された。また2008年にインターネットを公共放送の本来業務に位置付ける法改正を行い、2013年には「放送負担金制度」が導入された。

法と実態	放送（地上波初回放送）	同時配信	見逃し配信	VOD
放送法上の位置づけ	放送サービス（放送州間協定）		テレメディアサービス（放送州間協定）	
著作権法上の位置づけ	放送権（第20条）		公衆提供の権利（第19条）	

2.1. 放送のネット配信に係る制度及び運用の概要

韓国

- 初回放送は放送法 上及び著作権法上の放送とされ、ネット配信（同時配信、見逃し配信、VOD）は放送法上も著作権法上も放送でないとされている。
- 放送番組のネット配信については、「インターネットマルチメディア放送事業法」で規定されている。

法と実態	放送（地上波初回放送）	同時配信	見逃し配信	VOD
通信法上の位置づけ	テレビ放送（放送法）	インターネットマルチメディア放送（インターネットマルチメディア放送事業法）		
著作権法上の位置づけ	公衆送信権（放送に該当）（第18条）	公衆送信権（放送に該当しない）（第18条）		

2.1. 放送のネット配信に係る制度及び運用の概要

ニュージーランド

- 放送に関して伝送媒体による区別はなく、電波による放送に加え、同時配信も「放送」と位置付けられている。ただしオンデマンド配信については、「放送」には含まれない。

法と実態	放送（地上波初回放送）	同時配信	見逃し配信	VOD
放送法上の位置づけ	放送		放送でない	
著作権法上の位置づけ	公の場での上演（第32条）		公の場での上演（第32条）	

2.2. 著作物並びにレコード及び実演の権利処理に関する著作権制度及びライセンス環境の概要

米国

権利者	権利種別	法と実態	放送（地上波初回放送）	同時配信	見逃し配信	VOD
原作者	著作権	著作権法	許諾権：公の実演権（106条）			
		実際の運用	職務著作物としてコンテンツ製作者が持つ、または個別契約（原作者）			
脚本家	著作権	著作権法	許諾権：公の実演権（106条）			
		実際の運用	職務著作物としてコンテンツ製作者が持つ、または個別契約（脚本家）	職務著作物としてコンテンツ製作者が持つ、または個別契約（脚本家） ※ 職務著作物の場合、Writers Guild of America (WGA) とコンテンツ製作者を代表する団体（AMPTP）が締結した基本協定が定める二次使用料をギルドに支払う		
作詞家／作曲家	著作権	著作権法	許諾権：複製権（シンクロ権）（106条）／公の実演権（106条） ※ コンテンツに音楽を同期させて利用する場合はシンクロ権			
		実際の運用	シンクロ権は、権利を持つ音楽出版社等と個別契約（映像製作時に利用範囲を特定）。公の実演権は、著作権管理事業者（ASCAP、BMI、SESAC、GMR）または著作権者（個人または音楽出版社）から許諾を得る。 ※ 著作物の一時的な使用については許諾なしにライブ放送中に利用可能（112条 排他的権利の制限：Ephemeral Recordings）。			
レコード製作者	著作権	著作権法	権利なし	許諾権：複製権（シンクロ権）（106条）		
		実際の運用	シンクロ権は、権利を持つレコード製作者等と個別契約（映像製作時に利用範囲を特定） ※ 新規製作の場合、製作時の契約により職務著作物としてコンテンツ製作者が権利を得る ※ 著作物の一時的な使用については許諾なしにライブ放送中に利用可能（112条 排他的権利の制限：Ephemeral Recordings）。			

2.2. 著作物並びにレコード及び実演の権利処理に関する著作権制度及びライセンス環境の概要

米国（続き）

権利者	権利種別	法と実態	放送（地上波初回放送）	同時配信	見逃し配信	VOD
実演家（レコード実演）	著作権	著作権法	権利なし	許諾権：複製権（シンクロ権）（106条）		
		実際の運用	レコーディング契約により、レコード製作者が著作権を持つ（実演家は持たない） ※ 新規製作の場合、製作時の契約により職務著作物としてコンテンツ製作者が権利を得る ※ 著作物の一時的な使用については許諾なしにライブ放送中に利用可能（112条 排他的権利の制限：Ephemeral Recordings）。			
実演家（映像）	著作権	著作権法	許諾権：公の実演権（106条）			
		実際の運用	出演契約による	二次利用に際し、俳優等を代表するギルド（SAG, AFTRA）とAMPTPが締結した基本協定が定める二次使用料をギルドに支払う		

2.2. 著作物並びにレコード及び実演の権利処理に関する著作権制度及びライセンス環境の概要

英国

権利者	権利種別	法と実態	放送（地上波初回放送）	同時配信	見逃し配信	VOD
原作者	著作権	著作権法	許諾権：公の伝達権（20条）		許諾権：公の伝達権（20条）	
		実際の運用	個別許諾（原作者）		個別許諾（原作者）（原作者・脚本家のギルドであるWriters' Guild of Great Britain との団体間合意がボトムライン）	
脚本家	著作権	著作権法	許諾権：公の伝達権（20条）		許諾権：公の伝達権（20条）	
		実際の運用	個別許諾（脚本家）		個別許諾（脚本家）（原作者・脚本家のギルドであるWGGB との団体間合意がボトムライン） ※ BBCとITVはWriters' Guildとの間で、特定のオンライン使用に対するライターへの支払いをWriters Digital Payments Ltdを通じて支払う契約を締結している	
作詞家／作曲家	著作権	著作権法	許諾権：公の伝達権（20条）／録音権（シンクロ権）（17条）		許諾権：公の伝達権（20条）／録音権（シンクロ権）（17条）	
		実際の運用	公の伝達権についてはPRSが、録音権についてはMCPSが集中管理団体となっており、両団体が共同でPRS for Musicとして包括許諾を行う（BBC、ITV等と包括契約）。 シンクロ権の処理が必要な場合は、権利者（音楽出版社等）との個別契約を行う。 ※ 28条（一時的複製物の作成）、30条（批評、評論、引用及び時事の報道）あるいは31条（著作権資料の付随的挿入）により、放送番組内の著作物の複製に関して権利制限され、許諾不要となる場合がある。			
レコード製作者	著作権	著作権法	許諾権：公の伝達権（20条）／複製権（シンクロ権）（17条）		許諾権：公の伝達権（20条）／複製権（シンクロ権）（17条）	
		実際の運用	Phonographic Performance Limited（PPL）が集中管理団体となっており、包括許諾を行う（BBC、ITV等と包括契約）。包括契約では、テレビ放送ライセンスと、オンラインライセンスを同時に取得することが可能。 徴収したライセンス収入のうち、放送と同時配信に係る金額はレコード製作者と実演家で50%:50%に分けられ、支払われる。見逃し、VODについてはレコーディング契約時の条件に基づいてレコード製作者、実演家に分配される。 ただしシンクロ権の処理が必要な場合については権利者（レコード原盤権者）との個別契約を行う。 ※ 28条（一時的複製物の作成）、30条（批評、評論、引用及び時事の報道）あるいは31条（著作権資料の付随的挿入）により、放送番組内の著作物の複製に関して権利制限され、許諾不要となる場合がある。 また、放送番組でミュージックビデオを使用するためには、PPLの姉妹会社であるVPLとの包括契約を行う。			

2.2. 著作物並びにレコード及び実演の権利処理に関する著作権制度及びライセンス環境の概要

英国（続き）

権利者	権利種別	法と実態	放送（地上波初回放送）	同時配信	見逃し配信	VOD
実演家（レコード）	著作隣接権	著作権法	報酬請求権：録音物の利用についての公正な報酬の請求権（182条D）			許諾権：送信可能化権（182条CA）
		実際の運用	Phonographic Performance Limited（PPL）が集中管理団体として包括許諾を行う（BBC、ITV等と包括契約）。包括契約では、テレビ放送ライセンスと、オンラインライセンスを同時に取得することが可能。徴収したライセンス収入のうち、放送と同時配信に係る金額はレコード製作者と実演家で50%:50%に分けられ、支払われる。	パフォーマーの権利は通常はレコーディング契約において、製作者に対し両者で合意された条件で譲渡されるため、PPLが徴収した使用料はその条件に従って両者に分配される。VODについては、条文上は「許諾権」となっているが、放送事業者とPPLとの間で単一のライセンス契約の下で処理されており、実質的に報酬請求権化している。		
実演家（映像）	著作隣接権	著作権法	許諾権：録音・録画権または放送権（182条）			許諾権：送信可能化権（182CA条）
		実際の運用	個別許諾（実演家）			個別許諾（実演家）（BECSとの団体間合意がボトムライン）

2.2. 著作物並びにレコード及び実演の権利処理に関する著作権制度及びライセンス環境の概要

フランス

権利者	権利種別	法と実態	放送（地上波初回放送）	同時配信	見逃し配信	VOD	
原作者	著作権	著作権法	許諾権：共同著作者（113-7条）/上演・演奏権及び複製権（122-1条） 反対の条項がない限り、製作者のために視聴覚著作物の排他的利用権の譲渡を伴う（132-24条）				
		実際の運用	包括許諾 集中管理団体(SACD・SCAM・SACEM・SDRM・ADAGP)が放送局と包括協定を締結 ※原作・脚本に関わるSACD・SCAMはSACEMを通じて使用料を受領			包括許諾 (VODのみ別契約)	
脚本家	著作権	著作権法	許諾権：共同著作者（113-7条）/上演・演奏権及び複製権（122-1条） 反対の条項がない限り、製作者のために視聴覚著作物の排他的利用権の譲渡を伴う（132-24条）				
		実際の運用	包括許諾 集中管理団体(SACD・SCAM・SACEM・SDRM・ADAGP)が放送局と包括協定を締結 ※原作・脚本に関わるSACD・SCAMはSACEMを通じて使用料を受領			包括許諾 (VODのみ別契約)	
作詞家／作曲家	著作権	著作権法	許諾権：共同著作者（113-7条）（作品のために楽曲を著作した場合） 上演・演奏権及び複製権（122-1条）				
		実際の運用	包括許諾 集中管理団体(SACD・SCAM・SACEM・SDRM・ADAGP)が放送局と包括協定を締結している。作詞家、作曲家、音楽出版社へはSACEMが分配する。 ※ 放送番組の製作における一時的固定については「過渡的又は付随的な性格を示す一時的複製」とされ、許諾を必要としない（122-5条(6)）。			包括許諾 (VODのみ別契約)	
		テレビ映画、テレビシリーズ等への音楽の同期についてはシンクロ権の許諾が必要となり、音楽出版社と直接契約を締結する。					
レコード製作者	著作隣接権	著作権法	許諾権：公衆への伝達権（213-1条） （※ラジオについては報酬請求権（214-1条））		許諾権：公衆への伝達権（213-1条）		
		実際の運用	SPRE が集中管理し、レコード製作者団体であるSCPP、SPPFと、実演家団体であるADAMI、SPEDIDAMに分配する（レコード製作者と実演家で50%：50%）。 テレビ映画、テレビシリーズ等への音楽の同期についてはシンクロ権の許諾が必要となり、レコード原盤権者と直接契約を締結する。 ※ 放送番組の製作における一時的固定については「その実演が著作物又は視聴覚資料の一連続場面の主題を構成する出来事に対して付随的である場合」に該当し、許諾を必要としない（212-3-5条）。 テレビ映画、テレビシリーズ等への音楽の同期についてはシンクロ権の許諾が必要となり、レコード原盤権者と直接契約を締結する。				

2.2. 著作物並びにレコード及び実演の権利処理に関する 著作権制度及びライセンス環境の概要

フランス（続き）

権利者	権利種別	法と実態	放送（地上波初回放送）	同時配信	見逃し配信	VOD
実演家（レコード）	著作隣接権	著作権法	許諾権：公衆への伝達権（212-3条） （※ラジオについては報酬請求権（214-1条））		許諾権：公衆への伝達権（212-3条）	
		実際の運用	既存楽曲：SPRE が集中管理し、レコード製作者団体であるSCPP、SPPFと、実演家団体であるADAMI、SPEDIDAMに分配（レコード製作者と実演家で50%：50%） ※ 放送番組の製作における一時的固定については「その実演が著作物又は視聴覚資料の一連続場面の主題を構成する出来事に対して付随的である場合」に該当し、許諾を必要としない（212-3-5条）。 ※ 新規製作の場合、製作時の契約により映像製作者が権利を得る			
実演家（映像）	著作隣接権	著作権法	許諾権：公衆への伝達権（第212-3条）			許諾権：公衆への伝達権（第212-4、5条）
		実際の運用	個別許諾（実演家）			ADAMIによる集中管理

2.2. 著作物並びにレコード及び実演の権利処理に関する著作権制度及びライセンス環境の概要

ドイツ

権利者	権利種別	法と実態	放送（地上波初回放送）	同時配信	見逃し配信	VOD
原作者	著作権	著作権法	許諾権：放送権（20条）		許諾権：公衆提供の権利（19a条）	
		実際の運用	一般的に番組製作時の契約において、映画の製作、複製、頒布及び公の上映についての排他的権利が、プロデューサーに付与される。			
脚本家	著作権	著作権法	許諾権：放送権（20条）		許諾権：公衆提供の権利（19a条）	
		実際の運用	一般的に番組製作時の契約において、映画の製作、複製、頒布及び公の上映についての排他的権利が、プロデューサーに付与される。 ただしネット配信の視聴数等に応じ、追加報酬が支払われることが定められている。			
作詞家／作曲家	著作権	著作権法	許諾権：放送権（20条）		許諾権：公衆提供の権利（19a条）	
		実際の運用	GEMAによる集中管理 ※ 放送番組の製作における一時的固定については「一時的な複製行為」とされ、許諾を必要としない（44a条）。 第三者が番組制作に関与している場合はシンクロ権の許諾に関して権利者がリコールの権利を持ち、個別許諾することも可能。			
レコード製作者	著作隣接権	著作権法	報酬請求権（利益分与を求める請求権）（86条）		許諾権（85条）	
		実際の運用	GVLによる集中管理 ※ 放送番組の製作における一時的固定については「一時的な複製行為」とされ、許諾を必要としない（83条）。 放送局自身または放送局が自身で放送する目的で制作委託したものでないテレビシリーズについては個別許諾となる。		個別許諾 権利がプロデューサーによってGVLに譲渡されている場合にのみGVLがライセンス	個別許諾

2.2. 著作物並びにレコード及び実演の権利処理に関する著作権制度及びライセンス環境の概要

ドイツ

権利者	権利種別	法と実態	放送（地上波初回放送）	同時配信	見逃し配信	VOD
実演家（レコード）	著作隣接権	著作権法	報酬請求権（78条2項1）		許諾権（78条第1項1）	
		実際の運用	GVLによる集中管理 ※ 放送番組の製作における一時的固定については「一時的な複製行為」とされ、許諾を必要としない（83条）。 放送局自身または放送局が自身で放送する目的で制作委託したものでないテレビシリーズについては個別許諾となる。		個別許諾 権利がパフォーマーによってGVLに譲渡されている場合にのみ GVLがライセンス	個別許諾
実演家（映像）	著作隣接権	著作権法	報酬請求権（78条2項1）		許諾権（78条第1項1）	
		実際の運用	番組製作時の個別契約 実演家の権利がGVLへ譲渡されている場合は、それが優先される。		個別許諾 権利がパフォーマーによってGVLに譲渡されている場合にのみ GVLがライセンス	個別許諾

2.2. 著作物並びにレコード及び実演の権利処理に関する著作権制度及びライセンス環境の概要

韓国

権利者	権利種別	法と実態	放送（地上波初回放送）	同時配信	見逃し配信	VOD
原作者	著作権	著作権法	許諾権：公衆送信権（18条）		許諾権：公衆送信権（18条）	
		実際の運用	番組制作時の契約による		番組制作時の契約に含まれる	
脚本家	著作権	著作権法	許諾権：公衆送信権（18条）		許諾権：公衆送信権（18条）	
		実際の運用	番組制作時の契約による		番組制作時の契約に含まれる	
作詞家／作曲家	著作権	著作権法	許諾権：公衆送信権（18条）		許諾権：公衆送信権（18条）	
		実際の運用	年間包括契約：集中管理団体による集中管理（KOMCAまたはKOSCAP） ※ 放送事業者の一時的録音・録画については許諾を必要としない（34条）		集中管理団体による許諾（KOMCAまたはKOSCAP）	
レコード製作者	著作隣接権	著作権法	報酬請求権：補償金の請求権（82条）		許諾権：伝送権（81条）	
		実際の運用	韓国レコード産業協会（RIAK）による集中管理 ※ 放送事業者の一時的録音・録画については許諾を必要としない（87条）		韓国レコード産業協会（RIAK）による許諾	

2.2. 著作物並びにレコード及び実演の権利処理に関する著作権制度及びライセンス環境の概要

韓国（続き）

権利者	権利種別	法と実態	放送（地上波初回放送）	同時配信	見逃し配信	VOD
実演家（レコード）	著作隣接権	著作権法	報酬請求権：補償金の請求権（75条） ※ 放送事業者の一時的録音・録画については許諾を必要としない（87条）		許諾権：伝送権（74条）	
		実際の運用	韓国音楽実演家連合会（FKMP）による集中管理		韓国音楽実演家連合会（FKMP）による許諾	
実演家（映像）	著作隣接権	著作権法	許諾権：放送権（73条）		許諾権：伝送権（74条） ただし特約が無い限り推定譲渡（100条③）	
		実際の運用	出演時の契約による		出演時の契約に含まれる	

2.2. 著作物並びにレコード及び実演の権利処理に関する著作権制度及びライセンス環境の概要

ニュージーランド

権利者	権利種別	法と実態	放送（地上波初回放送）	同時配信	見逃し配信	VOD
原作者	著作権	著作権法	許諾権（32条）		許諾権（32条）	
		実際の運用	番組制作時の契約で映像製作者に譲渡			
脚本家	著作権	著作権法	許諾権（32条）		許諾権（32条）	
		実際の運用	番組制作時の契約で映像製作者に譲渡			
作詞家／作曲家	著作権	著作権法	許諾権（32条）		許諾権（32条）	
		実際の運用	APRA AMCOSとの包括契約（演奏権、録音権）。 ※ 41条（偶発的な著作物の複製）、42条（批評、レビュー、ニュース報道）あるいは43A条（作品の一時的な複製）により、放送番組内の著作物の複製に関して権利制限され、許諾不要となる場合がある。 シンクロ権については権利者と直接契約する必要がある。			
レコード製作者	著作隣接権	著作権法	許諾権（174C条）		許諾権（174C条）	
		実際の運用	Recorded Music NZとの包括契約（管理楽曲） ※ レコード製作者と実演家との契約に基づき、実演家に50%を上限として実演家に分配することが可能。ただし通常はレコード製作者がメカニカル・ライツを取得するため、実演家への支払いは行われぬ。 ※ 175条（パフォーマンスまたは録音の偶発的な複製）、176条（パフォーマンス、批評、レビュー、ニュース報道に関連して許可される行為）あるいは187条（コミュニケーション作品のための付随記録）により、放送番組内の著作物の複製に関して権利制限され、許諾不要となる場合がある。 シンクロ利用については権利者と直接契約する必要がある。			
実演家（レコード）	著作隣接権	著作権法	許諾権（171条）		許諾権（171条）	
		実際の運用	Recorded Music NZとの包括契約（管理楽曲） ※ レコード製作者と実演家との契約に基づき、実演家に50%を上限として実演家に分配することが可能。ただし通常はレコード製作者がメカニカル・ライツを取得するため、実演家への支払いは行われぬ。			
実演家（映像）	著作隣接権	著作権法	許諾権（171条）		許諾権（171条）	
		実際の運用	番組制作時の契約で映像製作者に譲渡			

3. 著作物の利用円滑化とクリエイターへの適切な 対価還元に係る諸外国の著作権制度の在り方

3.1. 著作物の利用を円滑化するための措置及び経緯等

国名	制度	概要
米国	Music Modernization Act (強制許諾)	Title I Music Licensing Modernization Act では、「強制メカニカルライセンス」用の包括的なライセンスシステムを規定している。 これにより、デジタル音楽配信プロバイダーは音楽作品の複製および配布権のライセンスを取得できる。
	SoundExchange (法定許諾)	ウェブキャストサービスの利用許諾において、楽曲が登録されているかの有無に関わらず、SoundExchangeが法律上定められたレートで強制的に許諾する、法定許諾 (statutory licenses) を行っている。
英国	拡大集中許諾	法律に基づき、集中管理団体の構成員ではない著作権者の著作物を、相当数の著作権者を代表する「集中管理団体」と著作物の「利用者」との間で締結された著作物の利用許諾契約と同じ利用条件で利用することを認める制度。
	EU孤児著作物指令の国内実施 (「孤児著作物に関する許された利用」)	EU孤児著作物指令を実施する規則に基づいて、EU孤児著作物指令に対応して制定されたものであり、著作者の身元が合理的な調査によっても確認できない場合や身元が知られていない著作物を適法に利用できる場合についての規定等が定められている。
	孤児著作物ライセンススキーム	入念な調査を行っても権利者の所在が判明しない場合、孤児著作物となる制度。 イギリス知的財産局はライセンス料を徴収するが、このライセンス料は、著作物の種類や利用の類型との関係で適切なレートで設定される。

3.1. 著作物の利用を円滑化するための措置及び経緯等

国名	制度	概要
フランス	孤児著作物の一定の使用に関する特別規定	公共のアクセスが可能な図書館、教育機関、博物館や公文書保管所、映像保存機関、音声保存機関、および公共放送機関によって制作された映画を保存する公文書保管所は、権利者不明著作物を公益目的（著作物の保存及び保管、又は著作物へのより広い公衆のアクセス等）に限り利用することができる。 これらの組織は、営利目的を追求してはならない。
ドイツ	権利者不明及び絶版著作物の使用及び作品の二次使用に関する権利	公共の用のために設立された公衆が入場できる施設（図書館、教育施設、博物館、記録保存所、フィルム音声遺産を扱う施設及び公共の放送組織）は、既に刊行され、かつ、入念な調査によっても権利保有者を特定あるいは探し出すことができない著作物（いわゆる「権利者不明著作物」（Orphan Works））を複製し、公衆に提供することが認められるようになった。 これら規定は、公共の利益であるそれぞれの組織の責務を果たす目的でのみ、印刷、音楽及びフィルムの著作物をインターネットにより公衆に提供することを許すものである。
韓国	デジタル著作権取引所	デジタル著作権取引所（Korea Digital Copyright Exchange :KDCE）構築事業を推進してきており、著作権情報の総合的な管理を実現し、著作物流通の円滑化を図っている。
	法定許諾	3種類の法定許諾が定められており、第50条では孤児著作物の利用について、51条では放送での利用について、また52条ではレコード製作について規定されている。
ニュージーランド	フェアディーリング規定	特定目的での著作物利用を可能とするため、英国フェアディーリングと同様の規定がある。ただし研究又は指摘学習目的での利用についてのみ規定している。

3.2. 各国のライセンス環境の現状やライセンスの位置づけ

国名	概要
米国	<p>【ライセンス環境の現状】 音楽著作権（シンクロ権）使用料： 音楽出版社と個別契約のため、ライセンス料の総額は不明。著作権協会国際連合（CISAC）加盟会員における2018年の北米（米国／カナダ）でのシンクロ権使用料は2.7百万ユーロとなっているが、この金額には映画や広告等でのシンクロ権ライセンスも含まれている。</p> <p>レコード原盤権（シンクロ権）ライセンス市場： 米国レコード協会（RIAA）によれば2018年で285.5百万ドルとなっている。ただしこの数字には、RIAAの会員でない、小規模な音楽ライセンス会社が管理する楽曲のシンクロ権ライセンスは含まれていない。また音楽著作権の場合と同様に映画や広告等でのシンクロ権ライセンスも含まれる。</p> <p>【著作権法制度におけるライセンスの位置づけ】 放送等に使用されるコンテンツの製作において他の著作物や実演を使用する場合、ライセンス契約または出演契約が締結される。</p>
英国	<p>【ライセンス環境の現状】 放送に関する音楽著作権使用料： PRS for Musicが放送事業者と包括契約を締結し、著作権使用料を徴収している。金額は127.7百万ポンド（2018年）、うちテレビ局からの徴収額は76.9百万ポンド。</p> <p>レコード原盤及びレコード実演： PPLが放送事業者と包括契約を締結し、使用料を徴収している。徴収額は83.6百万ポンド（2018年）。※ この金額には、ラジオ放送局及びリニアウェブキャスト事業者からの使用料徴収額が含まれている。</p> <p>【著作権法制度におけるライセンスの位置づけ】 放送やネット配信において、著作権や著作隣接権の権利制限規定はないため、権利制限規定にライセンス契約を優先させるような措置は制度上定められていない。ただし他の著作権分野においては、権利制限規定に対してライセンス契約を優先させる制度が存在している（具体的には、英国著作権法第36条6項において、教育機関による著作物の抜粋の複製及び使用について、権利制限規定により許容される行為でも、ライセンス契約により利用可能である場合は、原則としてライセンス契約による利用が権利制限規定に優先することが定められている）。</p>

3.2. 各国のライセンス環境の現状やライセンスの位置づけ

国名	概要
フランス	<p>【ライセンス環境の現状】 TV/Radioからの著作権使用料（原作・脚本・音楽）： SACEMが徴収し、金額は313.0百万ユーロ（2018年）</p> <p>テレビ放送からのレコード使用料： SPREが徴収し、金額は4,951千ユーロ（2018年）</p>
ドイツ	<p>【ライセンス環境の現状】 音楽著作権： GEMAが放送事業者と包括契約を締結し、著作権使用料を徴収。放送に関する音楽著作権使用料徴収額は177百万ユーロ（2018年）。</p> <p>レコード原盤及びレコード実演： GVLが放送事業者と包括契約を締結し、使用料を徴収。GVLによる公共テレビ局及び民間テレビ局からの徴収額は25百万ユーロ（2018年）。</p>

3.2. 各国のライセンス環境の現状やライセンスの位置づけ

国名	概要
韓国	<p>【ライセンス環境の現状】 音楽著作権： KOMCA及びKOSCAPが放送事業者と包括契約を締結し、著作権使用料を徴収。 KOMCAにおける、放送に関する音楽著作権使用料徴収額は337,715,040ウォン（2019年）、送信料は86,301,557ウォン（2019年）。</p> <p>レコード原盤： RIAKが放送事業者と包括契約を締結し、使用料を徴収。RIAKによる放送局からの徴収額は7,323,059,958ウォン（2018年）。</p> <p>レコード実演： FKMPが放送事業者と包括契約を締結し、使用料を徴収。FKMPによる放送局からの徴収額は7,075,746,963ウォン（2018年）。</p> <p>【著作権法制度におけるライセンスの位置づけ】 著作権法上、レコード原盤やレコード実演については放送やネット配信に関しては報酬請求権とされている。この報酬請求権に関し、別途ライセンス契約を優先させるような措置は著作権法上定められていない。</p>
ニュージーランド	<p>【ライセンス環境の現状】 音楽著作権： APRA AMCOSが放送事業者と包括契約を締結し、著作権使用料を徴収。APRA AMCOSの2018年の放送収入は1億3260万ドル。※オーストラリアを含む金額であり、ニュージーランドのみの金額は公開されていない</p> <p>レコード原盤及びレコード実演： Recorded Music NZが放送事業者と包括契約を締結し、使用料を徴収。Recorded Music NZによる公共テレビ局及び民間テレビ局からの徴収額は2.3百万NZドル（2018年）。</p> <p>【著作権法制度におけるライセンスの位置づけ】 放送やネット配信においては、著作権や著作隣接権の権利制限規定はないため、権利制限規定にライセンス契約を優先させるような措置も制度上定められていない。</p>

4. 各国の調査から得られた知見

「レコード製作者」の権利と運用について

権利者	権利種別	法と実態	放送 (地上波初回放送)	同時配信	見逃し配信	VOD
米国	著作権	著作権法	権利なし	許諾権：複製権（シンクロ権）（106条）		
	実際の運用		シンクロ権は、権利を持つ音楽出版社等と個別契約（映像製作時に利用範囲を特定）。著作物の一時的な使用については許諾なしにライブ放送中に利用可能（112条 排他的権利の制限：Ephemeral Recordings）。			
英国	著作権	著作権法	許諾権：公の伝達権（20条）／複製権（シンクロ権）（17条）		許諾権：公の伝達権（20条）／複製権（シンクロ権）（17条）	
	実際の運用		Phonographic Performance Limited（PPL）が集中管理団体となっており、包括許諾を行う（BBC、ITV等と包括契約を結んでいる）。包括契約では、テレビ放送ライセンスと、オンラインライセンスを同時に取得することが可能。徴収したライセンス収入のうち、放送と同時配信に係る金額はレコード製作者と実演家で50%：50%に分けられ、支払われる。見逃し、VODについてはレコーディング契約時の条件に基づいてレコード製作者、実演家に分配される。ただしシンクロ権の処理が必要な場合については権利者（レコード原盤権者）との個別契約を行う。 ※ 28条（一時的複製物の作成）、30条（批評、評論、引用及び時事の報道）あるいは31条（著作権資料の付随的挿入）により、放送番組内の著作物の複製に関して権利制限され、許諾不要となる場合がある。また放送番組でミュージックビデオを使用するためには、PPLの姉妹会社であるVPLとの包括契約を行う。			
フランス	著作隣接権	著作権法	許諾権：公衆への伝達権（213-1条）（※ラジオについては報酬請求権（214-1条）		許諾権：公衆への伝達権（213-1条）	
	実際の運用		SPRE が集中管理し、レコード製作者団体であるSCPP、SPPFと、実演家団体であるADAMI、SPEDIDAMに分配する（レコード製作者と実演家で50%：50%）。 ※ 放送番組の製作における一時的固定については「その実演が著作物又は視聴覚資料の一連続場面の主題を構成する出来事に対して付随的である場合」に該当し、許諾を必要としない（212-3-5条）。テレビ映画、テレビシリーズ等への音楽の同期についてはシンクロ権の許諾が必要となり、レコード原盤権者と直接契約を締結する。			
ドイツ	著作隣接権	著作権法	報酬請求権（利益分与を求める請求権）（86条）		許諾権（85条）	
	実際の運用		GVLによる集中管理 ※ 放送番組の製作における一時的固定については「一時的な複製行為」とされ、許諾を必要としない（83条）。放送局自身または放送局が自身で放送する目的で制作委託したものでないテレビシリーズについては個別許諾となる。			
韓国	著作隣接権	著作権法	報酬請求権：補償金の請求権（82条）		許諾権：伝送権（81条）	
	実際の運用		韓国レコード産業協会（RIAK）による集中管理 放送事業者の一時的録音・録画については許諾を必要としない（87条）		韓国レコード産業協会（RIAK）による許諾	
NZ	著作隣接権	著作権法	許諾権（174C条）		許諾権（174C条）	
	実際の運用		Recorded Music NZとの包括契約（管理楽曲） ※ レコード製作者と実演家との契約に基づき、実演家に50%を上限として実演家に分配することが可能。ただし通常はレコード製作者がメカニカル・ライツを取得するため、実演家への支払いは行われない。 ※ 175条（パフォーマンスまたは録音の偶発的な複製）、176条（パフォーマンス、批評、レビュー、ニュース報道に関連して許可される行為）あるいは187条（コミュニケーション作品のための付随記録）により、放送番組内の著作物の複製に関して権利制限され、許諾不要となる場合がある。シンクロ利用については権利者と直接契約する必要がある。			

「実演家（レコード実演）」の権利と運用について

権利者	権利種別	法と実態	放送 (地上波初回放送)	同時配信	見逃し配信	VOD	
米国	著作権	著作権法	権利なし		許諾権：複製権（シンクロ権）（106条）		
		実際の運用	レコーディング契約により、レコード製作者が著作権を持つ（実演家は持たない）。 ※ 新規製作の場合、製作時の契約により職務著作物としてコンテンツ製作者が権利を得る 著作物の一時的な使用については許諾なしにライブ放送中に利用可能（112条 排他的権利の制限：Ephemeral Recordings）。				
英国	著作隣接権	著作権法	報酬請求権：録音物の利用についての公正な報酬の請求権（182条D）			許諾権：送信可能化権（182条CA）	
		実際の運用	Phonographic Performance Limited (PPL) が集中管理団体となっており、包括許諾を行う（BBC、ITV等と包括契約を結んでいる）。 包括契約では、テレビ放送ライセンスと、オンラインライセンスを同時に取得することが可能。 ※ 徴収したライセンス収入のうち、放送と同時配信に係る金額はレコード製作者と実演家で50%:50%に分けられ、支払われる。			パフォーマーの権利は通常はレコーディング契約において、製作者に対し両方で合意された条件で譲渡されるため、PPLが徴収した使用料はその条件に従って両者に分配される。 ※VODについては、条文上は「許諾権」となっているが、放送事業者とPPLとの間で単一のライセンス契約の下で処理されており、実質的に報酬請求権化している。	
フランス	著作隣接権	著作権法	許諾権：公衆への伝達権（212-3条）（※ラジオについては報酬請求権（214-1条））		許諾権：公衆への伝達権（212-3条）		
		実際の運用	既存楽曲：SPRE が集中管理し、レコード製作者団体であるSCPP、SPPFと、実演家団体であるADAMI、SPEDIDAMIに分配（レコード製作者と実演家で50%：50%） ※ 放送番組の製作における一時的固定については「その実演が著作物又は視聴覚資料の一連続場面の主題を構成する出来事に対して付随的である場合」に該当し、許諾を必要としない（212-3-5条）。 新規製作の場合、製作時の契約により映像製作者が権利を得る。				
ドイツ	著作隣接権	著作権法	報酬請求権（78条2項1）			許諾権（78条第1項1）	
		実際の運用	GVLによる集中管理 ※ 放送番組の製作における一時的固定については「一時的な複製行為」とされ、許諾を必要としない（83条）。 放送局自身または放送局が自身で放送する目的で制作委託したものでないテレビシリーズについては個別許諾となる。			個別許諾 権利がパフォーマーによってGVLに譲渡されている場合にのみGVLがライセンス	

「実演家（レコード実演）」の権利と運用について

権利者	権利種別	法と実態	放送 (地上波初回放送)	同時配信	見逃し配信	VOD
韓国	著作権隣接権	著作権法	報酬請求権：補償金の請求権（75条）	許諾権：伝送権（74条）		
		実際の運用	韓国音楽実演家連合会（FKMP）による集中管理 放送事業者の一時的録音・録画については許諾を必要としない（87条）	韓国音楽実演家連合会（FKMP）による許諾		
NZ	著作権隣接権	著作権法	許諾権（171条）		許諾権（171条）	
		実際の運用	Recorded Music NZとの包括契約（管理楽曲） ※ レコード製作者と実演家との契約に基づき、実演家に50%を上限として実演家に分配することが可能。ただし通常はレコード製作者がメカニカル・ライセンスを取得するため、実演家への支払いは行われない。			